

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月22日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成15年10月21日に受理した反論書の副本を、処分庁である竹原支局にすぐ送付しなかった経緯及び法的根拠を記載した文書」及び「反論書を受理してから約一ヶ月が経過しようとする平成15年11月19日になってようやく実施した『反論書副本送付と再弁明書の提出依頼』に関する決裁文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「反論書の副本を、処分庁にすぐに送付しなかった経緯及び法的根拠を記載した文書」については、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、また、「反論書を受理してから約一ヶ月が経過しようとする平成15年11月19日になってようやく実施した『反論書副本送付と再弁明書の提出依頼』に関する決裁文書」については、行政文書部分開示決定処分を行い、平成16年1月5日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月13日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 広島県土木建築部河川砂防総室砂防室（以下「砂防室」という。）は、平成15年10月21日付け反論書を受理したにもかかわらず、当該反論書を平成15年11月19日付け指令砂防第23号で、ようやく処分庁へ送付するという裁量権の濫用行為をしているものである。
- (2) 当該反論書の送付並びに再弁明書の提出依頼は、行政不服審査法第22条第1項に基づいて行われた処分であるが、当該反論書の送付遅延行為は、審査請求人に本来

認められている期間の利益を奪うものであるとともに、広島県東広島地域事務所長（以下「処分庁」という。）に対しても、反論書の内容をすぐに知らせないで、指令砂防第 23 号による送付の遅延行為をもって初めて知らせたものであり、処分庁に本来認められている期間の利益をも侵害する行為である。

- (3) また、指令砂防第 23 号は平成 15 年 11 月 10 日に起案され、11 月 19 日に決裁されている。合議は河川管理室長並びに土木建築総務室長であり、例えば副知事等までの決裁でもないのになぜ 9 日間もかかるのか、まさに砂防室が裁量権を濫用して故意に遅延行為を行ったものと考えられる。
- (4) なお、審査庁（広島県知事）が再弁明の必要な理由としている「処分庁の行った不許可処分の審査方法・基準が不十分な弁明内容であると述べているため。」という内容が、審査庁にとってなぜ必要と判断され、逆に、それ以外の多くの不十分な弁明内容は必要とされなかったのか重大な疑義がある。
- (5) 審査請求書の審理方式（行政不服審査法第 25 条）は書面による審理を規定しており、当該多くの不十分な弁明内容は、処分庁が適正な審理を阻害する意図をもって弁明を回避しているとの疑義があり、砂防第 36 号の不存在通知も同様の疑義があることから、速やかに開示するよう要求するものである。
- (6) 平成 18 年 5 月 30 日付け砂防第 15 号の理由説明書によれば、①反論書の副本を送付することと、②再弁明書の提出を促すことの二つの内容を同一の行政文書によって通知することを当然のこととしているが、当該判断は審査庁による裁量権の濫用行為である。上記①の反論書の副本を処分庁に送付する時期は、上記②の再弁明書の提出を促すこととは関係なく、反論書の受付後、速やかに行うべきものとする。
- (7) しかし、審査庁は、反論書を受理してから約 1 か月が経過しようとする平成 15 年 11 月 19 日になってようやく「反論書副本送付と再弁明書の提出依頼」という標題の通知書を処分庁に送付したと説明している。しかも、審査庁は再弁明が必要な理由として、反論書に「処分庁の行った不許可処分の審査方法・基準が不十分な弁明内容であると述べているため。」と記載されていると一方的に断定している。この再弁明の必要な理由が、審査庁にとってなぜ必要と判断され、逆に、それ以外の多くの不十分な弁明内容はなぜ必要とされなかったのか、反論書の副本を送付することが遅延した経緯を不開示とすることで、審査庁自らの裁量権の濫用を隠匿しようと画策したものである。
- (8) 審査庁が、手続の経緯について、記録すべき特段の事情がないので作成していないと説明していることについては、開示請求の内容を審査庁にとって都合のいいように置き換えているものであり、当該行政文書不開示（不存在）決定の正当性を主張していることに対して抗議するとともに、当該開示請求の対象となる文書を速やかに開示するよう強く要求する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

1 背景となる事実

平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号で、処分庁が行った、広島県砂防指定

地管理条例（平成14年広島県条例第47号）第3条及び第4条に基づく砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用許可申請に対する不許可処分について、平成15年7月15日付けで行政不服審査法第5条の規定に基づき審査庁に対して審査請求があった。

この審査請求に係る手続の経緯は、次のとおりである。

平成15年 7月15日 審査請求書の受付
平成15年 7月28日 審査請求書に対する補正命令
平成15年 8月 4日 補正書の受付
平成15年 8月14日 処分庁に対し審査請求書副本の送付と弁明書の提出依頼
平成15年 9月16日 弁明書の受付
平成15年 9月22日 審査請求人に対し弁明書副本の送付と反論書の提出依頼
平成15年10月21日 反論書の受付
平成15年11月19日 処分庁に対し反論書副本の送付と再弁明書の提出依頼
平成15年12月11日 再弁明書の受付
平成15年12月19日 審査請求人に対し再弁明書副本の送付と再反論書の提出依頼
平成16年 1月 8日 再反論書の受付
平成16年 1月26日 処分庁に対し再反論書副本の送付と再々弁明書の提出依頼
平成16年 4月 8日 棄却裁決

2 本件処分の理由

本件処分の対象文書は、上記審査請求に係る手続のうち、平成15年10月21日に受付した審査請求人からの反論書の副本を、平成15年11月19日になって送付した経緯及びその法的根拠を記載した文書である。

行政不服審査法に基づく審査請求の審理手続は、原則として審査庁の判断によって進行されるものであり、この手続において反論書の副本を送付し再弁明書の提出を促すことは、審査庁にとっては義務ではないが、審査手続の公正を期すため再度の弁明を求めたものである。また、審査庁での手続の経緯については、記録すべき特段の事情がないので、作成していない。

以上のとおり、本件対象文書は不存在であるため、開示することができないとした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件請求は、「反論書の副本を、処分庁にすぐに送付しなかった経緯及び法的根拠を記載した文書」の開示を求めたものであり、実施機関は作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において、平成15年11月10日付けの「審査請求に対する反論書の送付及

び再弁明書の提出依頼について（伺い）」の決裁文書を見分したところ、審査請求人が反論書のなかで、処分庁の弁明内容が不十分であると述べていることから、処分庁に対し再弁明書を求めることが必要である旨の記載が見受けられた。

また、反論書副本の送付に関して、行政不服審査法には明文の定めはないが、一般的には、審査請求人から反論書が提出された場合に、審査庁が必要であると認めるときはその写しを処分庁に送付し、再弁明書の提出を求めることができるものと解されている。

以上のことから、「反論書の副本を送付し再弁明書の提出を促すことは、審査庁にとっては義務ではないが、審査手続の公正を期すため再度の弁明を求めたものである。また、審査庁での手続の経緯については、記録すべき特段の事情がないので、作成していない。」とする実施機関の説明に不自然な点はない。

したがって、実施機関が本件対象文書を保有していないとして不開示（不存在）とした決定は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 25	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 5. 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 6. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 8. 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 8. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 2. 21 (平成 25 年度第 11 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 4. 18 (平成 25 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授